

準不燃材料を定める件〔平成12年5月30日建設省告示第1401号〕

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 厚さが9ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6ミリメートル以下のものに限る。）
- 3 厚さが15ミリメートル以上の木毛セメント板
- 4 厚さが9ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）
- 5 厚さが30ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が0.5以上のものに限る。）
- 6 厚さが6ミリメートル以上のパルプセメント板

第2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2第1号及び第2号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 不燃材料
- 2 第1第2号から第6号までに定めるもの

附則

- 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 昭和51年建設省告示第1231号は、廃止する。

難燃材料を定める件〔平成12年5月30日建設省告示第1402号〕

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第6号の規定に基づき、難燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 難燃合板で厚さが5.5ミリメートル以上のもの
- 3 厚さが7ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.5ミリメートル以下のものに限る。）

第2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間令第108条の2第1号及び第2号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 準不燃材料
- 2 第1第2号及び第3号に定めるもの

附則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。